

**【新設】(圧縮記帳をした特定経営力向上設備等の取得価額)**

42の12の4-5 措置法令第27条の12の4第2項に規定する機械及び装置、工具、器具及び備品、建物附属設備又はソフトウェアの取得価額が160万円以上、30万円以上、60万円以上又は70万円以上であるかどうかを判定する場合において、その機械及び装置、工具、器具及び備品、建物附属設備又はソフトウェアが法第42条から第49条までの規定による圧縮記帳の適用を受けたものであるとき(42の12の4-9(2)に掲げる場合を含む。)は、その圧縮記帳後の金額(42の12の4-9(2)に掲げる場合にあつては、42の12の4-9(2)に定める金額)に基づいてその判定を行うものとする。

**【解説】**

- 1 本制度の適用対象である特定経営力向上設備等は、その取得価額が機械及び装置は160万円以上、工具、器具及び備品は30万円以上、建物附属設備は60万円以上、ソフトウェアは70万円以上のものとされているが(措令27の12の4②)、本制度と法人税法上の圧縮記帳とは重複適用が可能であることから、法人税法上の圧縮記帳の適用を受けた特定経営力向上設備等について本制度の特別償却又は法人税額の特別控除の適用を受けようとする場合には、その取得価額が上記の金額以上であるかどうかを圧縮記帳前又は圧縮記帳後のいずれの金額によって判定するのか疑義が生じる。

この点、法人税法上の圧縮記帳の適用を受けた減価償却資産については、圧縮記帳後の金額を取得価額とするものとされており(法令54③)、本制度の適用に当たっても、措置法令第27条の12の4第2項の規定振りからみて同様に取り扱うのが相当である。

そこで、本通達において、機械及び装置などの対象資産の取得価額が160万円以上(又は30万円以上、60万円以上、70万円以上)であるかどうかを判定する場合、その資産が法人税法上の圧縮記帳の適用を受けたものであるときは、その圧縮記帳後の金額に基づいてその判定を行うことを明らかにしている。

なお、この場合には、特別償却又は法人税額の特別控除の計算も、圧縮記帳後の金額に基づいて行うこととなる。

- 2 ところで、措置法通達42の12の4-9《国庫補助金等の圧縮記帳の適用を受ける場合の取得価額》の本文(2)では、本制度における法人税額の特別控除の適用を受ける場合の取得価額について、特定経営力向上設備等の取得等をして指定事業の用に供した事業年度(供用年度)後の事業年度において法人税法上の国庫補助金等の圧縮記帳の適用を受けることが予定されている場合には、国庫補助金等の交付予定金額を控除した金額によることとしている。この取扱いは、同一年度において国庫補助金等の圧縮記帳と本制度の法人税額の特別控除とを適用する者とのバランスを考慮して設けた取扱いであるため、本制度の取得価額に係る要件の判定においても、取扱いを区別することなく、国庫補助金等相当額を控除した金額によることを、本通達の括弧書きで明らかにしている。
- 3 連結納税制度においても、同様の通達(連措通68の15の5-5)を定めている。